



植調技術確認圃 — 支部長活動を通じて感じたこと —

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 理事

近畿中国四国支部長

伊達 寛敬

植調誌は、植物調節剤（除草剤、植物成長調整剤及び植物の生育調整資材）に係わる農業関係の研究者、普及指導員、農業関係団体、企業関係者及び農業者を読者の対象とし、植調協会の機関誌として、年12回、各2,400部を刊行し、官公庁、研究機関、関係団体及び企業等の関係各所に頒布している。

これまでに本誌の巻頭言を書く機会を3回いただいた。私は本誌が送られてくると、先ず、巻頭言を読む。どなたが、どのような内容で書かれておられるのか、気になるからである。今回、4回目の機会をいただき、植調協会の植物調節剤技術確認圃（技術確認圃）を取り上げ、支部長活動を通じて感じたことを紹介することにした。

植調協会には、3つの主な事業、すなわち、植物調節剤の検査・検定事業、研究開発事業及び普及啓発事業がある。その普及啓発事業のうち、技術確認圃（旧普及適用性試験）は、農業の現場における農薬登録のある植物調節剤の適正使用を啓発し普及するために実施している。具体的には、全国各地における様々な栽培条件や気象条件のもとで、植物調節剤の使用法やその効果を現地圃場で実証する技術確認圃を農業会社より受託し、各都道府県の普及機関等に委託している。

2020年度に植調協会が各都道府県の普及機関に委託した技術確認圃は、全て除草剤で、実施点数が624点、その内訳は水稲が579点、畑作が39点、果樹・野菜が6点であり、水稲が93%を占めていた。また、地域別では、九州が173点と最も多く、北陸が160点、近畿中国四国が144点などとなっていた。実施された技術確認圃は、各地域で「除草剤・生育調節剤技術確認圃報告書」として各支部長により取りまとめられ、その内容は、毎年、11月に各地域報告会で検討される。

2020年度の近畿中国四国地域では、11月12日に当該報告会を12府県の出席によりリモート会議で開催した。実施薬剤及び点数は、合計46薬剤、144地点で、水稲除草剤の一発処理が30薬剤、104地点、体系処理が6薬剤、19地点などとなっており、水稲の一発処理剤が実施点数の約72%を占め、多くの圃場が中山間地にあり、水田面積も小さい場合が多い近畿中国四国地域では、より省力的な一発処

理剤の需要が高いことが伺われた。

提出された報告書では、各薬剤に評点をつけることになっており、Aの「防除効果・被害の面で普及上、特に問題がない」が約94%とほとんどを占めていた。これは、実施された薬剤が農薬登録済みの薬剤であり、当然の結果とも言える。しかし、Bの「普及にあたって更に検討する必要がある」、一の「その他（天候の急変、圃場管理の不備、誤処理等、特別な理由により判定できない場合）」の評点もあった。これら、A評点以外の報告内容をお聞きすると、慣行となる現地の防除体系の中で、評点をつけるご苦労や技術確認圃実施の難しさが伝わってくる。また、報告会では、各府県の取りまとめ担当者に、当該年度における各府県の水稲の作柄や雑草及び除草剤の現状と課題をご報告いただいている。これらの報告内容や各府県での技術確認圃の情報は、今後の除草剤開発のヒントや使用方法の改善等に役立つものと考えている。

さらに、地域の報告会前には、例年、多くの府県で独自に技術確認圃の検討会が実施される。私の地元、岡山県の例を紹介すると、農業効果確認圃（技術確認圃）の設計検討会が4月に行われ、担当の農業普及指導センターの職員の方々が出席し、委託農業会社、岡山県植物防疫協会会員とともに、その設計内容を検討する。10月には、農業革新支援専門員（旧専門技術員）の方に、実施された農業効果確認圃の成績を取りまとめていただき、近畿中国四国地域の除草剤・生育調節剤技術確認圃報告会に報告いただいている。私も岡山県の専門技術員として農業効果確認圃に関わった経験があり、水稲関係の普及指導員は除草剤を含め新しい農業や水稲新品種の話題を普及指導の手段として活動する場面も見られ、技術確認圃が現場の技術普及の一助となっていると感じている。

最後に、これまでに紹介した技術確認圃が、普及機関とその職員、委託農業会社など、多くの皆様のご尽力、ご協力のもとで実施されていることに感謝するとともに、今後とも農業の現場における農薬登録のある植物調節剤の適正使用の啓発、普及に役立つことを期待したい。